

## バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律。以下「法」という。）施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に人口減少、少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、基本構想等の作成が進まない市町村も多い。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇の在り方について、一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とし、共生社会の実現とともに、開催地のみならず全国各地の一層のバリアフリー化を進める必要がある。そのためには、法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、バリアフリー施策の見直しが進められているが、更なる全国各地へのバリアフリー水準の底上げに向けて、法の改正及びその円滑な施行を確実に実施し、下記について、措置するよう求める。

### 記

- 一、地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 一、公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組を計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 一、バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障害者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月19日

寝屋川市議会

（提出先）内閣総理大臣、国土交通大臣、総務大臣

## 所有者不明の土地利用を求める意見書

平成 28 年度の地籍調査において、不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約 20%に上ることが明らかにされた。また、一般財団法人国土計画協会 所有者不明土地問題研究会は、2040 年には、ほぼ北海道の面積に相当する所有者不明土地（約 720 万ヘクタール）が発生すると予想している。

現行の対応策には、土地収用法における不明裁決制度の対応があり、所有者の氏名、住所を調べても分からなければ、調査内容を記載した書類を添付することで、収用裁決を申請できるが、探索など手続に多大な時間と費用が必要となっている。

また、民法上の不在者財産管理制度もあるが、地方自治体の申立てができる要件が不明確な上、不在者 1 人につき管理人 1 人を選任するため、不在者が多数に上ると手続に多大な時間と費用が掛かる。

そこで、所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいない場合、探索範囲を合理的にすることや有益な所有者情報へアクセス可能にするなど、所有者探索を円滑に進められるようにするとともに、所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備することを求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 19 日

寝屋川市議会

(提出先) 内閣総理大臣、法務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、総務大臣